

## ラムサール条約湿地の新規登録候補地について ～大沼～

### 1 ラムサール条約登録湿地について

- ・「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」に加盟する国（世界では160カ国 日本は1980年に加盟）で、条約に加盟する国は自国の湿地を条約で定められた国際的な基準に沿って「国際的に特に重要な湿地に係る登録簿」に登録するものが「ラムサール条約湿地」となる。
- ・H24年5月現在 国内37カ所（うち道内12カ所）、世界では2006カ所登録
- ・ラムサール条約登録に係る国際基準は9つ（略）
- ・日本の登録条件
  - (1) 国際的に重要な湿地であること（国際基準の9つのいずれかに該当）
  - (2) 国の法律（自然公園法、鳥獣保護法など）により将来にわたって、自然環境の保全が図られること
  - (3) 地元住民などの登録への賛同が得られること

### 2 大沼の概要

- ◆登録区域は大沼国定公園内の第1種特別地域であるエリア（1,236ha）

『大沼、小沼、蓴菜沼』 ※全て七飯町管轄区域

登録条件	内 容	可 否
(1) 国際的に重要な湿地	国際基準1：東アジア地区内で代表的希少又は固有な湿地タイプを含む湿地	◎該当 (潜在候補地)
(2) 国の法律による保護	自然公園法により大沼国定公園に指定（S33）	◎自然公園法での指定済み
(3) 地元住民の賛同	・住民説明会の開催 ・利害関係者等との調整 ・町としても登録を地域に働きかけ	◎同意は得られている

### 3 道内の登録湿地

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・釧路湿原（S55.6.17、7,863ha）</li> <li>・クッチャロ湖（H1.7.6、1,607ha）</li> <li>・ウトナイ湖（H3.12.12、510ha）</li> <li>・霧多布湿原（H5.6.10、2,504ha）</li> <li>・厚岸湖・別寒辺牛湿原（H5.6.10、5,277ha）</li> <li>・宮島沼（H14.11.18、41ha）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨竜沼湿原（H17.11.8、624ha）</li> <li>・サロベツ原野（H17.11.8、2,560ha）</li> <li>・濤沸湖（H17.11.8、900ha）</li> <li>・阿寒湖（H17.11.8、1,318ha）</li> <li>・風蓮湖・春国岱（H17.11.8、6,139ha）</li> <li>・野付半島・野付湾（H17.11.8、6,053ha）</li> </ul> |
|---|--|

#### 【担当（連絡先）】

環境生活部環境局自然環境課（担当者：鈴木、本間、中村）

TEL ダイヤルイン 011-204-5204

内線 24-354、24-357